HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における貧困状態で暮らす子どもの就学と生活に関する考察 ： 遼寧省S市調査から
Author(s)	陳, 勝
Citation	教育福祉研究, 23, 93-105
Issue Date	2019-02-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72519
Type	departmental bulletin paper
File Information	060-0919-6226-23.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国における貧困状態で暮らす子どもの就学と生活に関する考察
―遼寧省S市調査から―

陳　　勝

1．はじめに

本論文の研究目的は、中国において学齢期に貧困状態で暮らす子ども（以下、貧困児童・生徒と称する）たちの教育に焦点を当て、義務教育[1]段階での貧困児童・生徒に対する公的援助政策を整理した上で、次の3つの課題を調査研究に基づいて明らかにすることである。第1に、義務教育段階での貧困児童・生徒たちはどのような家庭環境に置かれているのか、第2に彼らはどのような就学・生活を経験しているのか、さらに第3に、中国における義務教育就学援助に関して、現在ではどのような課題があるのかを検討する。

中国では、1986年に初めて義務教育法を制定してからおよそ30年を経た2014年には小学校入学率が99.71%になっている。しかし、その一方9年間の義務教育維持率は92.30%にとどまっている（教育部2014）。つまり、入学する者の中で9年間の、就学を続けられない児童が存在するのだ。経済発展と共に貧困削減対策に取り組んできた現在の中国では、義務教育の就学に関しては、既に費用不徴収[2]（詳細は後述）となり、家庭の経済状況によって入学できない問題は基本的になくなっている。しかし、これは義務教育における貧困問題が既に解決されたことを意味しない。様々な貧困問題によって貧困児童・生徒は退学に至らないまでも、義務教育終了まで就学を続けるには困難が存在し、これらの困難は子どもが教育を受けることに大きく影響していると考えられる。

中国における従来の貧困児童・生徒の教育問題に関する研究は、主に教育の領域と社会保障・福祉の領域の両方から行われてきた。教育の領域に関しては、主に義務教育就学援助[3]を中心に検討されてきた。しかし、これらの研究はどちらかと言うと教育行政の枠組に限定した教育政策論であり、社会保障・福祉の視点からの教育福祉[4]論とは言えない。一方、社会保障・福祉の領域からの研究については、教育行政論からの就学援助を超えて、包括的に児童福祉の視点から社会救助を中心に行われてきた[5]。これらの研究の多くは教育に特化したものではなく、教育を貧困の中の1つのファクターとして捉え、健康や発達などの項目と関わらせて捉えてきた。換言すれば、貧困児童・生徒の教育問題は、まだ社会保障・福祉の中に位置づけられて議論されていない状況と言うことができる。

また、公的政策に関しては、これまでに貧困児童・生徒及びその家族に対する公共サービスが多様に行われてきた（馮2017）。その中で、当事者にとって最も支援としてプラスの効果をもたらしていると考えられているのは、教育における就学費用の不徴収（いくつかの関連政策から構成）と社会保障・福祉における最低生活保障制度の2つである。前者は公教育発展中の対応措置として、就学費用の負担免除、または一部負担の補助が行われている。これは公教育無償化の教育行政のプロセスの一環と捉えることができる。後者の最低生活保障制度では、あくまで世帯単位での基準が適応されるため、そこにいる子どもが直接の対象ではない。中国では、児童福祉に関する法律が未整備な中、貧困児童・生徒に対する就学援助は、現状として主に教育の領域で行われている。したがって、貧困児童・生徒の生活を支えるという点では、教育の枠組みの中で積極的に対応するには

困難がある。

このように、中国では、貧困児童・生徒の教育に関する取り組みは、教育の領域から、また社会保障・福祉の領域からそれぞれ行われてきたが、その考え方や取り組みには違いやズレが見られる。今後の公的な援助政策を検討するためにも、こうした子どもの教育の場での状況、生活実態をリアルに捉える必要があるといえる。本研究はそうした問題意識の下、貧困状態にある子どもの就学状況、生活実態を実証的に捉えることを試みたものである。

2．貧困児童・生徒及びその家庭に対する援助制度

本章では、主に上記で述べた義務教育段階における貧困児童・生徒及びその家族を対象とした、就学費用の不徴収及び最低生活保障について整理する。

1）児童・生徒に対する就学費用の不徴収

中国では9年間の義務教育を法律上で正式的に定めたのは1986年の義務教育法である。そのうち、第10条には「国は義務教育の授業料を徴収しない」と規定している。しかし、雑費[6]や教科書代などを支払えない困難家庭は多かった。

その後、義務教育を徹底的に普及するために、2005年2月に、国家国務院は「関於加快国家扶貧開発工作重点県“両免一補”実施歩伐有関工作的意見」（国辦発［2005］7号）を公布し、「農村義務教育段階の貧困児童・生徒[7]に対して、雑費と教科書代を免除し、寄宿生に生活費を補助する」と規定した。2006年6月に、義務教育法が改正され、そのうちの第2条「雑費を不徴収」、第61条「雑費不徴収の実施ステップは国務院が規定する」、第44条「各級人民政府が貧困児童・生徒に対して、無償に教科書を提供し、寄宿生に生活費を補助する……義務教育経費保障の具体的なやり方は国務院が規定する」と規定した。これらの規定によって、就学費用（雑費、教科書代、寄宿生生活補助）の免除・補助は貧困地域の貧困児童・生徒を先行させる形で展開してきた。

2015年11月に、国家国務院は「国務院関於進一歩完善城郷義務教育経費保障機制的通知」（国発［2015］67号）を発表した。この通知によって、貧困にも関わらず農村部と都市部の全ての児童・生徒に対する雑費と教科書代の不徴収が展開されている。

2）貧困家庭に対する最低生活保障

貧困家庭への援助は主に都市・農村最低生活保障である。2007年に国家国務院が「国務院関於在全国建立農村最低生活保障制度的通知」（国発［2007］19号）を公布し、これによって、家庭1人当たり収入が当地最低生活保障基準より低い場合に差額現金給付の形で最低生活保障制度を展開してきた。その承認基準は県級以上地方人民政府が当地生活必須の衣食、水道・電気などを維持できる基準を参考に決められる。実際の審査は広い中国では地域によって若干異なるが、筆者が調査したS市を例にすると、この制度を利用するには、まず家族単位で申請し、次の3段階の審査を受ける。①街道辦事処（郷鎮人民政府）が申請を受け付け、コミュニティ（村）委員会に初審査を指示する。（初審査の完了後、街道辦事処（郷鎮人民政府）で再審査を行う）。②コミュニティ（村）委員会が委託を受けて初審査を行う、③街道辦事処（郷鎮人民政府）での再審査が完了後、区・県・市民政部門が最終審査と判断を行う。具体的には、貧困家庭が家族収入及び資産などの経済状況を受付部門に申し出る。農村部では土地がある家庭は一年分の土地収入を含む総収入を家族人数分で割ってから収入申告し、土地がない場合は申請時点の前の3ヶ月間の実収入を申告する。申告した経済状況の審査はコミュニティ（村）委員会が上級関連部門の委託を受けて申請家庭の収入と資産状況について、入戸調査、近隣訪問調査などを行う。また、収入と資産以外の家庭特殊状況も考慮される。全国各地域の審査の仕方が若干異なるが、共通したところとしては、①労働力の不足により、所得が増えず、生活が困難に陥った家庭、②災害、病気及び身体障害により、生活が困難に陥った家庭、③労働力も収入もなく、法定扶養者もいない

高齢者、未成年者及び身体障害者、④国の政策規定に基づく「要救済」のものである。これらのうち、病気や身体障害が原因で貧困に陥った者の割合は全体のおよそ半数以上を占める[8]。

3．貧困児童・生徒の貧困実態
―現地調査をもとに

以上を踏まえ、2章で論じた公的援助政策を利用している家庭の子どもの生活実態や就学状況を捉えるため、次の調査を実施した。

調査は2013年に中国東北部遼寧省のS市で行った。調査当時は量的調査「S市農村部義務教育段階の貧困児童・生徒がいる家庭のアンケート調査」（調査1）と質的調査「S市農村部義務教育段階の貧困児童・生徒の家庭への訪問調査」（調査2）の2つを行った。以下では主に調査2を中心に現地調査から分かった貧困児童・生徒の家族状況、就学実態と学校外での生活実態について述べる。調査1に関する主要データは「参考資料」として文末に添付した。

調査2で取り上げた14事例は、この地域における普遍的な貧困状況にある家庭ということではない。ここで明らかにしたいのは、実態として「このような状況が個々の子どもに起こっている」という事実、あるいは「こうした生活を送る子ども」の存在である。

（1）S市の基本状況

1）貧困状況

中国大陸には31の省レベル行政区に対して、貧困状況によって東部、東北部、中部、西部の4つの大きな地域に分類されている。貧困の程度は東部、東北部、中部、西部の順に深刻になっていく[9]。中国では貧困問題が最も深刻な地域は中西部であり、国家の貧困削減対策や研究者による貧困研究も主にこれらの地区に集中している。そのため、東部や東北部での貧困問題への取り組みは立ち遅れていると言わざるを得ない。東北地方は、新中国が成立した時には全国の経済をリードし、最も注目された重工業基地だったが、近年、中国経済発展モデルが高速に転換するなかで急激な経済発展に陰りが出ており、特にS市が属する遼寧省は2013年のGDP前年比増加率が大陸31の省レベル行政区のうち24位、2016年は最下の31位で、尚且つ全国で唯一のマイナス成長となり（中国国家統計局より）、景気減速が最も深刻な地域である。

2）公的保障

最低生活保障の承認及び給付状況に関しては、2013年全国都市部1人当たり年間平均可処分所得は26,467.00元[10]、農村部は9,429.59元である[11]。これに対して、2013年S市都市部一人当たり年間可処分所得は29,074.42元、農村部は14,467.00元である[12]。2013年度S市農村部は1人当たり年間純収入2,760元～4,104元を下回る場合、都市部は1人当たり年間純収入5,040元～6,720元を下回る場合は最低生活保障の承認基準に該当する[13]。同年S市では計10.0万戸、17.3万人に4.6億元の最低生活補助金を支給し、保障率は地域住民全体の2.10%である[14]。また、就学に関する費用不徴収や補助（学費、雑費、教科書代の免除、貧困寄宿生の生活補助など）については、筆者が調査したS市2011-2012学年度では計47.76万人、1.39億元が支給され[15]、地域義務教育段階総人数の75.5%を占めている[16]。

3）世帯人数から見た特徴

2010年の中国では約4億の家庭の内、0～17歳の児童を有する家庭は1.85億戸、全体の46%である。その内子どもが1人の家庭は3分の2、子どもが2人の家庭は27%、子ども3人以上を有する家庭は6.6%である。都市部では子どもが1人の家庭は4分の3を超え、農村は60%未満である[17]。

2014年-2015年国家衛生計生委「中国家庭発展報告」による全国の家庭の平均人数は3.02人、そのうち都市部は2.84人、農村部は3.14人である[18]。2013年S市都市部の家庭の平均人数は2.55人、農村部3.10人である[19]。

（2）調査の概要

調査は2013年9月の一ヶ月間に、中国東北部遼寧省S市農村部で行った。本調査の目的を改

めて述べておくと、2006年に義務教育法が改正されてからの義務教育段階の貧困児童・生徒向けの諸就学援助策のもとで、貧困児童・生徒にまだ存在している個別の貧困実態を取り上げて、就学援助策の保障の程度及びあり方を改めて考え、今後の研究課題を提示することである。

調査対象は、小中学校の最低生活保障を受けている家庭の子ども及びその親である。現地では、貧困状態にある子どもの統一した基準がないため、農村最低生活保障を受けている家庭の義務教育段階の子どもを調査対象とした。

調査方法は、現地の小学校の校長の協力を得て、農村最低生活保障を利用している家庭を紹介していただき、1家庭30分間～1時間程度、親に対して、インタビュー調査を行った。なお、事前にご協力いただいた校長先生から各家庭へ、調査目的、倫理的配慮について事前説明をしていただいたうえで、協力の意思を示していただいた家庭に対し調査を行った。

（3）調査の結果

調査の詳細は表1の通りである。本章最初に述べた通り、以下の14の貧困家庭は現地の貧困家庭の普遍的な貧困の特徴を代表するものではない。ここでは様々な貧困要因や状況の中にあるいくつかの家庭を取り上げて、現行の公的援助政策の下で、それぞれ個別的に存在する貧困の実態を示し、その中から解決すべき問題点を考察することである。

以下、調査結果を①家族の生活状況、②子どもの就学実態、③子どもの学校外での生活実態の3点に分けて整理する。

1）家族の生活状況

家族の生活状況（特に経済状況）を就労状況、社会保障の利用状況から見ていきたい。まず、就労状況について述べる。様々な要因により経済的に脆弱な状況が伺われる。例えば、事例1のように、父が病気のため胸の手術を受けるための費用捻出のため、所有の土地の半分を他者に売却した。農地がなくなって、収入が見込めないので、生活を維持するために親が肉体労働に従事している。また事例12は3世代同居の大家族である。しかし、就労により収入を得られるのは父母の2人であり、家族を養うため実家の農地を売却し、子どもを祖父母に預けて、両親とも都市部で農民工（農村から都市で肉体労働に従事している人たちである農民工人の略称）として出稼ぎをしている。事例11は元夫の飲酒と暴力により離婚し、子どもとともに実家に帰って母方の祖父母と生活する。知り合いを通じて工場で働く機会を見つけて、夜間のパートとして働いてきた。このように、病気、扶養家族の多さ、離婚によりひとり親となったことなどが引き金となって、貧困状態に陥ったことがわかる。また、生活を維持するために、肉体労働、都市部への出稼ぎ、深夜の工場勤務など不規則・不安定な仕事に従事せざるを得ない実態があることが明らかとなった。

次は、社会保障の利用状況についてである。ここでは、事故や病気で貧困に陥った事例は調査の14事例において半数を占めていて、貧困がもたらす不利益を補う社会保障の利用状況は低いことが見てとれる。例えば、事例2は、事故で母は病気になって、父も長期間にわたり就労できない状況にあり、療養のための多額の借金を背負って困窮状態となっている。同じく事例8は、母は病死した。病気の治療のため、大量の借金が残る状況である。調査した14事例はすべて農村最低生活保障を受給しているが、その給付基準の低さから、「事故や大病の治療に役に立つのを期待できない」（事例1、2、8、9、11、13）、「受けた給付は基礎生活にもぎりぎり、子どもの教育費用までには使えない」（事例2、8、9、14）と言う話も多かった。また、最低生活保障の低さに加えて、公的保険も同様に低い傾向にある。例えば新型農村合作医療保険は保険料が安いため、加入率は高い状況である（2012年公式加入率99.7%）。しかし、安い保険料ゆえに給付はそれほど高くではないため、医療費負担への不安から、受診を控える場合も多い[20]。

2）子どもの就学実態

まず、教育に関する費用負担についてである。

就学費用不徴収の制度により、日常的にかかる就学費用の負担はないと考えられているが、実際は学習用品代、学校食費（昼ご飯）、通学のためのバス代、塾、習い事などへの必要な費用の捻出が厳しい家庭の存在が明らかとなった。これら現実に発生する私費負担分は“就学費用不徴収”と言うイメージに隠されて見えにくくなってしまっているが、実際の負担が発生しており経済的に困窮している家庭の子どもにとって、大きな問題となっていることが分かる。具体的に見ていくと、

事例９は父が病気のため労働することができず、農業は母に任せている。母は父の代わりに農業をしていた時に不熟練のため骨折し、調査時点で休みになっている。当時はジャガイモの収穫季節であるが、両親は労働できない、お金もないので人を雇うことができず、そのジャガイモを土地に埋めたままでいる。子どもは義務教育の高学年として、多くの参考書や問題集が必要であるが、厳しい家庭経済状況の中で学用品も十分揃っていないままで通学している。

事例 10 は、家庭の事情で転校の手続きが遅れて、前後３ヶ月間ほど学校へ行っていなかったので、中学校が始まった段階の授業は全く受けられなかった。成績も良くないままで中学校２年生になった。訪問した時、母に「成績を引き上げるために、塾に通わせるなどの考えはないですか」と聞いたところ、母親は「うちは再婚家庭で、今の家庭経済状況も厳しいので、学校に就学させることだけで、もう精一杯だ。塾や家庭教師などの余裕は全くない」と話した。

事例７は、子どもはテレビ番組でピアノを知った。将来にはピアニストになりたいが、現実には一度もピアノに触れたことがない。ピアノ塾へ行くことはさらに考えられないのことである。しかも、その地域の周辺にはそもそもピアノ塾もない。好きなのに、厳しい家庭経済状況と地域環境から現実には勉強ができない。

公的援助については、病気や事故の予測不能性と突発性に対して、援助の遅延性及び不足があったという事例もある。事例２は、両親は２年前に事故に遭った。当時家族は農村最低生活保障金を申請したが、承認されるまでに時間を要したため、事故があった最初の時に迅速に最低生活保障対象として承認されず、最低生活保障をすぐに受給できなかった。そして、子どもは「最低生活家庭」ではないため、学校での援助ももらえなかった。

一方、中国では民間援助[21)]も活発に行われている。民間援助はまず最低生活保障家庭の子どもを優先し、余裕がある場合に対象外（最低生活保障家庭と承認されていない）の貧困状況にいる子どもを援助する。例えば事例８は前述の通り、２年前の母の病気の治療で、困難な家庭状況に陥った。子どもの学習用品のお金だけでなく、通学のバス代も厳しい。当時、小学校６年生の時に学校に就学困難の状況を申し出、ある企業から援助金をもらい、なんとか通学できた。今年、中学校１年生になり、援助を再度申請したが、今年は民間からの援助が少ないので、もらえなかった。「民間援助は、援助額が少ない、非定期的な援助」と話した。事例８のように、その時々で民間援助を受けられたり、受けられなかったりということはよくある。現地の校長先生の話によると「いずれも、企業と個人の善意によるインフォーマルな援助であり、安定的な長期間にわたる援助ではない」ということである。

３）子どもの学校外の生活実態

親が農業で忙しく、あるいは低学歴で、子どもの学習を指導・支援ができない状況が見られる。例えば事例４は、両親が農地から学校終わる時間より遅く帰るため、学習監督ができない。したがって子どもは宿題をしない。調査中に、調査対象である人たちが現地の農民たちの１つの仕事習慣を教えてくれた。それは、農業をしている農民にとって一番いい時間帯は朝と夕方である。日差しが一番強い正午を避けるために、朝早く農地に出かけて、お昼に一旦家へ帰って休み、夕方からまた農地に行って遅くまで仕事をするということである。このことは、農業をやっている親は子どもの下校より遅く家へ帰るため、家で子どもの面倒をみられない状況があることを意味する。事例

4の家庭における主たる収入源は農業であり、両親は冬以外の時期はほぼ毎日早朝から夜遅くまで農作業に出ている。子どもは4時ごろに学校が終わって、30分ほどかけてバスで家に帰ってくる。しかし、その時は両親がまだ農地で仕事をしている。子どもは学校が終わって家に帰ったらすぐに両親と会えないのはよくある。このような状況が長期間続いて、子どもはだんだん勉強のやる気がなくなり、宿題を全然しなくなったという。

同じく事例6も、両親が夜遅い時間まで市場で働き、子どもに学習支指導ができない状況がある。事例6の家庭は主に温室野菜栽培で家計を維持している。両親は朝4時ごろ起きて一日の準備を始める。母はまず1日分のご飯を全部用意する。これと同時に父はこれから市場で販売予定の野菜を準備する。5時頃、朝ご飯と野菜の準備ができて、両親は自家の3輪車で野菜を市場へ運び、販売する。両親はできるだけ多くの野菜を売るために、朝市に間に合うように朝早く起きて、夜は夜市がほぼ終わる8時頃まで1日中市場で仕事をする。子どもは6時半ごろ起きて、お母さんが用意したご飯を食べてからバスで学校へ行く。昼ご飯は学校で済ませる。午後学校の授業が終わって家に帰ってから、朝から残したご飯を晩ご飯として食べる。その後は、宿題をしながら両親の帰りを待つ。寝る時間を除く、子どもが1日中で両親と合える時間はわずか2～3時間しかない。両親は仕事が終わって帰ってからご飯を食べながら子どもの学校での勉強や宿題などの話をする。子どもは宿題で分からないことを、この時に両親に聞く。しかし、朝からずっと仕事をしている両親は非常に疲れて、この時間帯に子どもに教えることは困難である。

また、事例3のように親が低学歴で、子どもに学習指導する能力がない、子どもの将来にも期待しない状況もある。事例3では、子どもが低学年だった時には、当時の主要科目は主に数学と国語である。内容が難しいといっても簡単な算数しかなかった。当時は両親も一定程度、勉強や宿題などを指導できた。しかし、3、4年生に入ってから、学校科目が難しくなって、両親は教えることができなくなった。子どもの成績もずいぶん落ちてしまった。訪問する時に、両親は諦めの気分で「私たちは指導出来ないのはしょうがない…彼には将来、それほど活躍することを望まず、農業ができて、ちゃんとこの村で生活できるならいい。商店で買い物する時、そんな難しい数学とかはいらない。お釣りぐらいの計算ができればいい。無理に勉強を要求するのを諦める」などの話をしてくれた。

子育てに関して、親の不本意な就労によって子どもへの適切なケアを行えない状況の事例も見られる。例えば前述の事例4と事例6のように、親の帰りが遅くて、子どもが決まった時間にご飯を食べられない状況が見られた。また、事例12のような長期間両親と離れて暮らしているうちに、不登校になった事例もある。事例12は、子どもが都市部で農民工として働いている両親と離れて、祖父母と一緒に暮らしている。家庭経済状況は厳しく、小遣いさえもあまりもらえなくて、クラスメートのお金を盗んだ。盗んだことがばれたので、子どもは恥ずかしくて、不登校になってしまった。学校へ行っていないことを祖父母に知られないように、朝早く家を出て、あちこちで遊び、学校が終わる時間になってから家へ帰る。欠席状況を学校の先生から家に連絡したことで、祖父母は不登校のことを知らされた。さらに、事例5のように、放課後、大人の見守りがない中、事故によって子どもが命を落とすという実態もあった。事例5は、普段両親が家にいない時には、兄弟2人はいつも隣に住んでいる祖父母に見てもらっていたが、事故の日はちょうど祖父母も用事で家にいなかった。放課後、大人が誰もいないうちに、兄弟2人が村の川辺に遊びに行き、兄は川に落ちってしまって亡くなった。

最後は、子どもが家事労働や家族のケアに従事しているという実態である。事例11は、子どもは離婚した母と一緒に母方の祖父母の家で暮している。母はパートとして企業で働いており、勤務時間は夜5時から11時までであり、仕事が終わっ

て家に着いたらほぼ深夜 12 時である。祖父母 2 人とも病気療養中で、毎日一定程度の運動が必要である。母はきつい労働状況のため、祖父母の面倒や介護などはそれほどできない。しかたがないので、子どもが母の代わりに、放課後、祖父母を連れて一緒に散歩し、薬を準備する。宿題をする時間と祖父母の介護をする時間が重なっている。事例 13 は、高齢者が多い 4 世代同居の家庭である。両親は大家族を養うため、毎日一生懸命働いているが、経済的にも時間的にも余裕なく厳しい状況である。このような家庭環境で育っている子どもはとても自立しており、学校も家でも頑張らなければならない。下校後は農地で働いている両親の代わりに､家族全員のための食事を作ったり、介護が必要な曾祖母の食事の介助や薬の世話をしたり、身体をマッサージするなどのケアを担っている。事例 14 は、3 世代同居の家庭である。祖父母は長年病気であり、しかも、子ども 3 人（本人、妹、弟）がいるため、経済的に困難な状況である。子ども 3 人とも学校に通うことはできず、彼女は中学 2 年生の時一時休学し、家事を手伝いながら村のレストランで皿を洗うなどのアルバイトもしていた。その後、村での商店をやっている人の援助を受けて、ようやく学校へ戻った。

上記 1）～ 3）で示してきたように、家族、子ども、そして子どもの学校内、学校外の各場面の様々な貧困状況が、お互いに重なり合いながら影響している。大人の就労や医療、家族のケアや家事などの問題が直接・間接的に教育面での子どもの学校内・外の就学と生活に影響を及ぼし、教育を受ける機会や学習の機会を逸することなどに繋がっている。このことは、本来教育を受けるべき子どもの権利が剥奪されていることを示している。次章では、就学と生活実態の 3 つの側面から浮かび上がってきた具体的な問題点について詳細に述べたい。

4．考察

以上、述べてきた義務教育就学援助と最低生活保障制度を利用している家庭の子どもの生活実態から、公的支援策の限界と生活状況の問題点について以下考察する。

（1）家族の生活状況

調査した 14 事例の主な収入源は農業からであり、とても脆弱な経済基盤である。そのうち、事例 12 のような都市部に出稼ぎしている状況も見られる。また、事例 1 で述べたように農業をやりながら、肉体労働者として兼業労働している場合もある。この調査地域の農村家庭では、特別な原因がなくても、農業だけで家計を維持することがそもそも難しい家庭が大部分である。また、社会保障の利用状況に関しては、どちらかと言うとまだ低い状況にある。

このような低収入とそれを補う社会保障も低い水準で、農村家庭では、万が一に何かがあった場合に、すぐに貧困に陥ってしまうリスクを負っている。しかし、こうしたリスクの高い家庭で生活している子どもたちは、前述のように、制度上、家庭の中で従属的に捉えられている。子どもを貧困の主体とする直接的な公的支援策はない。このような状況に置かれた子どもたちの就学と生活はどのようなことがあるのか、次節で整理する。

（2）子どもの就学実態

前述の通り、2015 年から全国すべての義務教育段階の児童・生徒は貧困に関わらず、すべて学費、雑費、教科書代を不徴収とされている。さらに寄宿生に対する生活補助金も支給されている。しかし、筆者が調査したＳ市農村部での多くの子どもたちは主に自宅通学である。そのため、通学ための交通費の負担がある。他にも学習用品、学校食事、塾、習い事などの追加的な費用は貧困家庭にとってまだ相当な負担である。

また、突然の病気や事故などで貧困に陥った家庭が、短期間のうちに貧困とは承認されず、子どもは学校での援助を受けられない状況が見られる。そして、承認と援助が迅速に行われない間に貧困状況が悪化する場合も少なくない。なお、民間の支援は大変重要な存在であるが、本調査結果から、民間援助は不安定なものであり、9 年間の

表１　2013年S市農村部義務教育段階の貧困児童・生徒の家庭訪問調査

事例	性別・学年	家庭構成	健康状況	職業	詳細状況	
1	男・小2	３人世帯 父、母、子	父病（現在は完治）	農業、肉体労働兼業	家族：	父は４年前に病気、手術を受けたことで家の蓄財を全部使ってしまい、借金も背負っている。当時はお金がないため、農地（使用権）の半分を他人に売った。収入を見込める農地が減ったので、現在は両親とも自家の農業以外に、他人の農業を手伝い、単純肉体労働も兼業している。
					子：	N/A
2	男・小4	３人世帯 父、母、子	母病 父事故で一時仕事ができず休み	農業	家族：	両親２年前事故に遭った。母はまだ通院中､父は怪我で半年間働くことができず､仕事を休む。多額の借金が残っている。当時事故があった時に家族は最低生活保障金を申請したが、承認されるまでに時間を要したため、すぐに最低生活保障家庭として承認されなかった。
					子：	事故直後、家族は最低生活保障がないし、学校経由の援助も受けられなかった。筆者が訪問した時に、家族はすでに最低生活保障を受給していたが、家族の生活も、子どもの就学も、依然として困難な状況である。
3	男・小4	３人世帯 父、母、子	－	農業	家族：	N/A
					子：	両親は低学歴で勉強や宿題などの指導や教えることができないため、成績は悪かった。放課後に宿題をちゃんと指導できないので、分からない質問がどんどん溜まってしまう。訪問した時に、両親の方は子どもの将来にも期待しない状況である。
4	男・小4	３人世帯 父、母、子	－	農業	家族：	N/A
					子：	両親は冬季以外は農業に従事しており、早朝に仕事に出て、帰りも遅い。子どもは午後学校が終わっても、両親はまだ農地で働いている。家に帰っても両親とすぐ会えないので、お腹が減るままで１人で宿題をする。このような状況が長期に続いたため、だんだん勉強のやる気がなくなり、宿題もきちんとしなくなった。
5	男・小5	３人世帯 父、母、次子	長子事故により死亡	農業	家族：	N/A
					子：	両親は２人の子どもを育てるため、農業などに忙しい。子どもが学校から帰った後にも農地で働いているのはよくある。大人の見守りがない中、川辺で遊んでいる際、兄弟のうちの兄が誤って川に転落、亡くなった。
6	男・小6	３人世帯 父、母、子	－	農業	家族：	N/A
					子：	家族は主に温室野菜販売で家計を維持。両親は朝４時ごろ起きて、母は一日分のご飯を用意し、父はこれから市場で売る野菜を準備する。５時頃両親が出かける、夜８時前後まで一日中市場で仕事をする。子どもは６時半に起きて、母が用意したご飯を食べてから学校に行く。午後学校の授業が終わって家に帰ってから、朝から残したご飯を晩ご飯として食べる。１人のままで両親を待つ。両親は帰ってからご飯を食べながら子どもの学校での勉強や宿題などを話す。子どもは宿題の中でわからないことはこの時に両親に聞く。朝からずっと仕事をした両親は非常に疲れて、この時間帯に子どもに勉強を教えることも困難。
7	女・小6	３人世帯 父、母、子	－	農業	家族：	N/A
					子：	彼女はある子ども向けのテレビ番組でピアノを知った。その時からピアニストになりたいという夢を抱いてきた。しかし、現実は今までピアノに触れたことが一度もない。家庭困難のため、ピアノの塾に行くことはさらに考えられない。毎日宿題が終わってから、ずっとテレビの前に座って、ピアノに関する番組を探す。彼女と話をしたとき、何度もピアノが好きと言った。

8	女・中1	2人世帯（1人親家庭） 父、子	母病死	農業	家族：	母は2年前に病死し、母の病気で家族は大量の借金が残っている。
					子：	家族は現在最低生活保障を受けているが、子どもの学習用品や通学のバス代などの費用負担を続けることが厳しい。6年生の時に家庭の困難な状況を学校に申し出て、企業からの援助金をもらって通学できた。しかし、中学になり再度援助を申請したが、民間からの援助が少ない理由で、却下され継続支援を受けられなかった。
9	女・中2	3人世帯 父、母、子	父病 母休	農業	子：	父は病気で働くことができないため、農業は母に任せている。母は父の代わりに農業をしていた時に不熟練のため骨折し、怪我が回復するまで働くことができない。調査当時はジャガイモの収穫季節であるが、労働できない。お金もないので人を雇うことができず、ジャガイモは土地に埋めたままでいる。
					子：	中学2年生という高学年であり、多くの参考書や問題集などが必要であるが、厳しい家庭経済状況に陥っている彼女は学用品も十分揃っていないままで、通学している。
10	男・中2	4人世帯（再婚家庭）父、母、きょうだい（父の連れ子）、子（母の連れ子）	－	農業	家族：	子が小学校6年生の時に両親は離婚した。その後、母の再婚で現在の継父の戸籍に入った。
					子：	去年の11月末に現在の学校の中学1年生として入学。家庭事情で転校の手続きが遅れて、前後3ヶ月間ほど学校にいなかった。授業に追いつかない状況のままで2年生になった。成績は良くないが、塾に通う余裕もない。
11	男・中1	4人世帯（1人親家庭） 祖父、祖母、母（離婚）、子	祖父病 祖母病	郷鎮企業	家族：	子どもと母と一緒に母方の祖父母の家で暮している。母はパートとして企業で働いている。勤務時間は夜5時から11時までである。母帰宅はほぼ深夜12時である。祖父母は病気療養中で、毎日一定程度の運動が必要。母はきつい労働状況のため、祖父祖母の面倒やケアなどに手が回らない。
					子：	母の代わりに、放課後、祖父母を連れて一緒に散歩をしたり、薬を飲ませたりする。宿題はその後にする。
12	男・中3	5人世帯 祖父、祖母、父、母、子	－	農業、都市部出稼ぎ兼業	家族：	両親は農民工として都市部で働いている。年に一回（春節）しか実家に帰れない。
					子：	祖父母と一緒に暮らしている。家庭経済状況は厳しくて、小遣いさえもあまりもらえないので、クラスメートのお金を盗んだことがあった。盗んだことがばれたので、恥ずかしくて、不登校になってしまった。学校へ行っていないことを祖父母に知られないように、朝早く家を出て、あちこちで遊び、学校が終わる時間になってから家へ帰る。
13	女・中3	6人世帯 曾祖母、祖父、祖母、父、母、子	曾祖母寝たきり	農業	家族：	四世代同居の家庭。曾祖父は十数年前に亡くなった。曾祖母は現在87歳高齢で寝たきり状態。両親は農業で家族6人を支えて、毎日忙しく、時間と経済の両方ともきつい状態である。高額な療養費を負担できないため、寝たきりの曾祖母を療養病院に入院させることも出来ず、家でケアしている。一方、身体がまだ大丈夫な祖父祖母は農村敬老院で生活している。
					子：	毎日学校が終わってから、まだ農地で働いている両親の代わりに、家族全員分の料理を用意したり、曾祖母にご飯を食べさせたり、薬を飲ませたり、体のマッサージなどもする。
14	女・中3	7人世帯 祖父、祖母、父、母、子、きょうだい2人	祖父病 祖母病	農業	家族：	3世代同居。祖父祖母は長年病気である。また、子ども3人（妹と弟）の多子世帯であるため、厳しい家庭経済状況にある。
					子：	学費、雑費、教科書代などの就学費用がかからなくても、3人の子どもは学校に通うことが困難で、中学2年生の時に一時休学をした。その間家事手伝いをしながら一時的にアルバイトもした。その後、村での商店をやっている人から援助を受けて、ようやく学校へ戻った。

注1　家族健康状況は明らかな不健康状況がない場合は“－”で表記する。
注2　家族と子どもの状況に関しては、談話中に言及されなかった事例があり、その場合は“N/A”で記入している。
注3　調査対象の子どもは家庭構成で「子」としている。
注4　文章中に記述した人称はすべて子どもの立場から見たことである。

学校教育を必要とする貧困児童・生徒にとって効果は限られていることが明らかとなった。

貧困児童・生徒とその家族は様々な貧困事情を伴って就学・生活しているため、最低生活保障を受けても、就学費用不徴収にしても、さらに民間援助があっても、事例２、７、８、９、10のような貧困状況がまだある。就学を続けるために貧困家庭は重い教育負担を背負い、社会的・文化的な生活を犠牲しながら無理な節約をしていることが考えられるだろう。

（3）子どもの学校外の生活実態

これまでの分析から貧困児童・生徒の学習支援に関しては、主に親は仕事で忙しくて指導する時間がない、あるいは親が低学歴で指導できない、という問題点が見られた。例えば事例４、６、３のように、親の学歴や経済状況と階層に基づく文化や人生観が子どもに影響を与えていることが伺える。また、調査の内容から得られたもうひとつの問題点は、子どもたちの生活上の世話の欠如である。具体的には主に親がそばにいない（長時間的あるいは一時的）という状況である。調査対象の中に､放課後にすぐに親と会える事例は少ない。親が農業や仕事で学校の終わる時間帯より遅く帰る場合が多く存在している。子どもの世話の問題は、ただ面倒をみてもらえないだけではなく、その影響から子どもが適切な時間に食事がとれないということによる健康問題、学習指導や監督をしてくれないために勉強が疎かになり、ひいては不登校になる、事故によって命が失われるなど、多くの問題として表出していた。さらには、経済的脆弱性から要介護状態の家族のケアを家族内で抱え、生計を立てるため外で働く両親に代わってその一部を子どもが担っているという実態も把握された。本来ならば、学業に専念しながら子どもらしい子ども期を過ごすはずの子どもが家事や介護を担っている実態があり、これがまた、教育の機会と学業を身に着ける機会を阻害する要因となっているといえる。

以上、今回調査に協力頂いた14の事例から、共通した貧困の状況を悪化させる状況が見られた。それは、もともと経済的に脆弱な生活のなか、何らかのアクシデントや出来事などが重なり合った結果、状況が悪化したということである。また、そうした厳しい状況のなかで育つ子どもが就学するための経済負担があり、公的就学援助が不足している。同時に、学校外での生活も家族の問題の影響で、家庭での学習指導や塾に行かせることなどができない、親からの日常生活上の世話が欠如している状況に加えて、子どもが家事労働をする場合もある。子どもにとって、これらの不利は子どもが教育を受けることに影響している。これは、法律上に付与された人権としての、等しく教育を受ける権利が侵害されているといえる。このような教育を受ける権利の侵害問題は、これまでの研究では指摘されてこなかったこと、さらに、社会保障・福祉の領域に子どもを直接的に保障する制度がないことと、“義務教育は既に無償だ”と言う世論で、見えにくい状況である。

5．まとめ

本論文では、最初に中国における貧困児童・生徒の教育問題に関する先行研究と公的援助政策の整理と分析を行った。その結果、同じ対象に対し同じ課題への取組にも関わらず、教育と社会保障･福祉の領域それぞれから独自に行われており、その内容にズレが生じている。それぞれにおける取り組みがどのような効果を果たしているのか、現状は曖昧で明らかではなかった。そこで、遼寧省Ｓ市農村部での義務教育段階の子どもを有する14の貧困家庭の訪問調査を通じて、課題について検討した。具体的には、貧困児童・生徒を家族の生活状況、学校内の就学実態、学校外の生活実態の３つに分けて、公的援助と照らしながら就学中の貧困児童・生徒たちの貧困経験を取り上げた。その調査の結果から、貧困児童・生徒の教育達成には家族経済状況、公的就学援助、生活上の世話、家庭での学習指導、子どもが家事労働などについて、様々な問題点があり、それらについて具体的に考察できた。貧困によって子どもの教育

が阻害され、子どもが不利な立場に置かれていることを明らかにした。そうしたことから、貧困状態での暮らしが、子どもの教育機会の剥奪という観点から検討されるべき問題として捉えられる必要性を示したといえる。

参考資料

「S 市農村部義務教育段階の貧困児童・生徒がいる世帯のアンケート調査」(調査 1　2013 年 150 世帯)の主な調査データ：

1．貧困児童・生徒の家族状況―就労状況、社会保障程度
・主たる収入源（収入割合の多いもの）：農業（64%）、体力労働（23%）、政府補助のみ（8%）、郷鎮企業（2%）、そのほか（3%）
・1 家庭平均年間収入（生産控除前）：6,618 元
・農村新型医療合作保険（91%）、民間保険（2%）
・最低生活保障金では教育費用をまかなえない家庭（83%）
2．貧困児童・生徒の学校内の就学実態―費用負担、就学援助
・平均 1 家庭年間教育ための支出 1,997 元。
・その内：交通費 993 元、学校食費 629 元（昼ご飯だけ）、学習用品 51 元、衣服費 263 元、その他 61 元。
・就学援助状況：学費、雑費、教科書代全員免除、民間援助は 7 割の家庭が受給したことがある。
3．貧困児童・生徒の学校外の生活実態―学習支援、生活世話
・親の学歴（父か母どちらか学歴高い方）：大学卒（0%）、短期大学（0%）、高校卒（9%）、専門学校（5%）、中学校（56%）、小学校（24%）、無学歴（6%）
・放課後家に帰ってからすぐ両親と会える回答（22%）
・親が仕事終わってから子どもより家に遅く帰ってくる回答（74%）
4．そのほか：家族構成状況
・ひとり親（16%）、多子家庭（40%）
・1 世代家庭（56%）、うち要介護家庭（ 18%）
　3 世代家庭（42%）、うち要介護家庭（ 33%）
　4 世代家庭（ 2%）、うち要介護家庭（100%）

注

1）中国での義務教育は基本的に日本と同じ 9 年間と決められ、6 歳から小学校へ入学する。小学校は、6 年間通う。その後、12 歳になると中学校に進学し、さらに 3 年間の教育を受けなければならない（一部地域では小学校 5 年間、中学校 4 年間と設定している場合もある）。

2）中国では教育サービスの市場化が進行しており、公的な費用の不徴収だけでは貧困児童・生徒の就学教育負担問題は完全には解決できない。公教育無償化の中に追加的な私費負担（見えにくい支出、実際に必要な支出）という課題が深刻になっている。

3）郭（2010）、金・安・万・王（2011）

4）「教育福祉（education welfare）とは、今日の社会福祉とりわけ児童福祉サービスの中に、実態的には極めて曖昧なままに放置されて、結果的には軽視され剥奪されている子ども・青年さらに成人の学習・教育権保障の体系化をめざす…きわめて実践的な実体概念である。」（小川・高橋　2001：2）

5）李・楊（2018）、魏・王・郝・張・罗・赵・郭・Scherpbier Robert（2018）、馮・高・韋（2017）。なお、注 3）の研究を含めて、これらの先行研究について、今回の論文では詳細なレビューをしない、今後の研究課題とする。

6）雑費は学校での水道代、光熱費、学習机の修繕費などを指している。

7）現在中国では貧困児童・生徒に関する統一的な定義や基準はない。一般的には最低生活保障の受給家庭であるかどうかを主に参考する。最低生活保障の受給家庭ではない場合は、学校が児童・生徒の家庭状況によって総合的に判断・承認する。

8）藤原（王）文亮（2004）「中国農村部における住民最低生活保障制度の構築と課題」『The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare』5-19

9）金・安・万・王（2011）『義務教育階段貧困生就学資助制度研究』によると中国大陸を①東部：北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南；②中部：山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南；③西部：内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、重慶市、四川、貴州、雲南、チベット蔵族自治区、陝西、甘粛、青海、寧夏回族自治区、新疆ウィグル自治区；④東北部：遼寧、吉林、黒龍江、分かれている。

10）1人民元は約16日本円である（2013年9月、本論文の調査を行う際の為替レート）。

11）中華人民共和国国家統計局 http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01

12）瀋陽市信息統計網瀋陽統計年鑑（2014）

13）中国瀋陽政府網「瀋陽市民政局　瀋陽市財政局関於調整城郷居民最低生活保障標準和農村五保供養標準的通知」（瀋民［2013］66号）

14）同年全国平均保障率は5.47%、東部の北京市は0.78%、上海市は0.99%。中部の山西省太原市は2.10%、江西省南昌市は3.59%、西部の内モンゴル自治区フフホト市は3.98%、チベット蔵族自治区拉薩市は6.80%である。中華人民共和国国家統計局、2013年全国及び各地区国民経済和社会発展統計公報により算出。

15）瀋陽市統計局（2012）『瀋陽市統計年鑑』中国統計出版社327ページ

16）瀋陽市統計局（2012）『瀋陽市統計年鑑』中国統計出版社327ページに、就学援助を受けた47.76万人から、瀋陽市信息統計網2012年鑑に発表した中小学校児童・生徒の総人数63.28万人を割って、計算されている。

17）中華人民共和国国家統計局中国児童人口状況―事実与数拠2013　http://www.unicef.cn/cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=59&id=1852

18）新華網数拠新聞部　http://www.xinhuanet.com/video/sjxw/2015-05/18/c_127814513.htm

19）瀋陽市信息統計網瀋陽統計年鑑（2014）

20）なお、農村養老保険については、筆者が調査を行った際にはまだ試行中であった。

21）中華人民共和国義務教育法の第48条の「国は社会組織と個人の義務教育寄贈を励み、国家基金会管理の規定によって、義務教育基金の設立を励み」という規定によって、認められ、推進されている。民間援助の担い手の主体は、主に企業と個人からの援助である。給付方式は主にノートなどの学用品である現物給付と一部の現金給付である。一方、公的部門と緊密な関係がある「中国青少年発展基金会」から発足した「希望工程」を中心とする民間就学援助活動も活発的に展開している。このプロジェクトは主に国家重点貧困地域での就学困難な児童・生徒を救助する目的として行っている。

文献

馮賀霞・高睿・韋軻（2017）「貧困地区儿童多維貧困分析―以内モンゴル、新疆、甘肅、広西、四川五省区為例」『山西農業大学学報（社会科学版）』2017年第6期42-48

馮瑜（2017）「我国針対貧困児童及其家庭的公共服務清単研究」『社会福利』（理論版）2017年第12期2012年12月15日35-40

藤原（王）文亮（2004）「中国農村部における住民最低生活保障制度の構築と課題」『The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare』5-19

郭秀蘭（2010）「我国農村義務教育段階貧困学生資助制度的回顧、問題及対策研究」『陝西教育学院学報』2010年第2期2010年6月15日

金東海・安雪慧・万明鋼・王愛蘭（2011）『義務教育段階貧困生就学資助制度研究』人民教育出版社

李暁明・楊文健（2018）「児童多維貧困測度与致貧機理分析―基于CFPS数拠庫」『西北人口』2018年第1期95-103

松本伊智朗（2008）「「子どもの貧困」研究の視角と課題」―子どもの視点から貧困の再発見を―」『経済』（157）（特集　子どもの貧困を考える）新日本出版社　127-135、2008-10

小川利夫（1985）『教育福祉の基本問題』勁草書房

瀋陽市統計局（2012）『瀋陽市統計年鑑』中国統計出版社

瀋陽市統計信息網統計数据年度数据列表　http://www. sysinet. gov. cn/Tjsj. aspx? LM_ID=6&LM_MX_ID=22
師玉生・金東海（2011）「西北民族地区農村義務教育段階貧困学生就学資助現状分析」『内蒙古師範大学学報』（教育科学版）2012 年第 2 期 2012 年 2 月 15 日 27-30
魏乾偉・王暁莉・郝波・張敬旭・罗樹生・赵春霞・郭素芳・Scherpbier Robert（2018）「山西和貴州貧困地区児童多維貧困測量及現状分析」『中国公共衛生』2018 年第 2 期 204-209
俞賀楠・劉黎明（2012）「貧困児童義務教育福利現状、問題及び対策研究」『理論会』2012 年第 12 期 2012 年 12 月 10 日 145-147
中華人民共和国国家統計局国家数据　http://data.stats.gov.cn/

後書き―私の問題意識

筆者は中国の農村部の小学校で学んだ。1990 年代末であった当時、クラス全員で 48 名だったが、大学に入ったのは私を含めて 2 人しかいなかった。他の 46 名は、小学校も終わらなかった人、中学校に行かなかった人など、様々であった。学部時代には、私は中国の師範大学に進学し、その大学が行う、生活が貧しい学生たちに補助金を支給する審査を、クラス幹事として手伝った。ひとりひとり貧しい学生の家庭経済状況を聞きとっていくうち、私は胸が痛くなってきた。「貧困児童・生徒の教育を社会的にどのように保障するのか」、また、「その家族を社会的にどのように支えていくのか」、さらに、「子どもの貧困問題をどのように解決して、幸せな生活を保障できるか」、その時からこれらの問題意識を持ち続けてきた。子どもは「将来」である、いろんな要因で「恵まれていない」子どもたちに「何か社会的にしなければならない」という自分の気持ちは、自分の年齢が上がるほど強くなっている。今回の論文は不十分であるが、自分の研究の出発点として書きおいて、今後よりよい研究し、微力ながらも子どもの貧困及び教育問題の解決に注力できるように励んでいきたい。

（北海道大学大学院教育学院・博士後期課程）